

不利益処分の処分基準

(整理番号：121410)

平成 30 年 8 月 31 日作成

1. 法令名・根拠条項	① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 21 条第 2 項（報告及び立入検査）
2. 不利益処分の概要	報告義務違反、立入検査忌避に係る指示又は注意
3. 処分基準	<p>島根県には、自動車運転代行業の業務の適正化を確保するため、必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対して「報告又は資料の提出」を求める権限と、その営業所への「立入検査及び質問」する権限があり、それらは自動車運転代行業者に対する監督手段の一つとして行われる。</p> <p>対象者は認定を受けた自動車運転代行業者はもちろん、認定を受けていない違法な自動車運転代行業者も含まれている。</p> <p>「報告又は資料の提出」は、報告を求める項目等を記した書面で行われ、報告を求められた自動車運転代行業者は、所定の書面等により回答することとなる。</p> <p>「立入検査及び質問」は、業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るために、備付けの帳簿書類等の検査又は質問のため、検査員が営業所に直接立ち入るものである。</p> <p>したがって、正当な理由等なく、この報告又は資料の提出を拒んだり、立入検査を拒んだり、妨害したりするような場合は違反行為となる。</p>
4. 処分を行う所属	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当G	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ